

名寄市教育委員会告示第5号

なよろ市立天文台企業サポーター制度要綱を次のように定める。

令和8年6月12日

名寄市教育委員会教育長 岸 小夜子

なよろ市立天文台企業サポーター制度要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、なよろ市立天文台（以下「天文台」という。）の理念に賛同し、寄附を通じて活動を応援する企業サポーター制度について、必要な事項を定めるものとする。

(サポーター企業)

第2条 企業サポーター制度に参加する企業等（以下「サポーター企業」という。）は、名寄市広告掲載基準（平成19年名寄市告示第1034号）第3条各号に掲げる業種又は事業者該当しない者とする。

(サポーター特典)

第3条 サポーター企業が受けることができる特典（以下「サポーター特典」という。）は、別表のとおりとする。

(申請)

第4条 サポーター企業として認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、なよろ市立天文台サポーター企業認定申請書（別記様式第1号）を寄附後20日以内に教育長に提出しなければならない。

2 申請は、1事業者につき1枠までとする。

(決定の通知)

第5条 教育長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、なよろ市立天文台サポーター企業認定書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(原稿の作成及び提出)

第6条 前条の規定により認定を受けたサポーター企業は、次の各号に掲げる原稿を、認定を受けた日から14日以内に提出することとする。

(1) 天文台施設内に設置するサポーター企業紹介プレート（以下「プレート」という。）

(2) 天文台公式ホームページに掲載するサポーター企業紹介バナー（以下「バナ

ー」という。)

(3) 年報掲載用の広告(以下「年報広告」という。)

2 プレート、バナー及び年報広告(以下「掲載物」という。)の取扱基準は、別に定める。

(サポーター特典の譲渡の禁止)

第7条 サポーター企業は、サポーター特典を他者に譲渡することはできない。

(認定内容の変更等)

第8条 サポーター企業は、掲載物の内容について、原則としてサポート期間の途中で変更することができない。ただし、会社の名称又はロゴの変更、合併、事業承継等に伴う変更については、双方協議の上、変更することができるものとする。

2 サポーター企業は、前項ただし書の規定により掲載物の原稿を変更しようとするときは、変更しようとする日の1か月前(年報広告にあつては、年報の原稿確定前)までに、なよろ市立天文台サポーター特典変更届出書(別記様式第3号)により教育長に通知するとともに、新たな掲載物の原稿を提出しなければならない。

(取消)

第9条 教育長は、次の各号に該当する場合のほか、この告示の規定に違反し、又は規定に基づく指示に従わないときは、手続を要することなくサポーター企業の認定を取り消すことができる。

(1) サポーター企業が市の信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為を行ったとき。

(2) サポーター企業が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

(3) サポーター企業の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。

(4) その他市の業務上やむを得ない事情が生じたとき。

(取下)

第10条 サポーター企業は、自己の都合により掲載物の掲載を取り下げることができる。ただし、年報広告にあつては、年報の原稿確定前までに限る。

2 前項の規定により掲載物の掲載を取下げようとするときは、なよろ市立天文台サポーター特典取下届出書(別記様式第4号)を教育長に提出しなければならない。

(寄附金の不還付)

第11条 既納の寄附金は、還付しない。

(責務)

第12条 サポーター企業は、掲載物の原稿に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 サポーター企業は、掲載物の原稿が第三者の権利を侵害するものでないことについて、市長に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、掲載物の原稿に関して損害を被ったという請求がなされた場合は、サポーター企業の責任及び負担において解決するものとする。
- 4 サポーター企業は、サポーター特典以上の利益につながると判断される要望及び要求を行わないものとする。

（委任）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

特典の種類	サポート 期間	寄附金額	特典の内容		
			プレート	バナー	年報広告
J u p i t e r サポーター	認定した 日から1 年間	10万円以上	大	統一規格	大
V e n u s サポーター		5万円以上	中		中
M o o n サポーター		1万円以上	小		小